

令和元年度活動総括と課題

【基本方針】

自治会・町内会の役目は会員に喜んでいただける活動をする事と思っています。その活動を通じて近所の助け合い、共助の心を育くみ、いざという時に役立つ“安全安心まちづくりや防災の備え”、“子供や高齢者の見守り”更に“楽しいイベント”などによる“人々の絆の形成”であります。

しかし、それを実施するのはあくまでも単一自治会・町内会であり、行動するリーダーさん(会長や役員の方々)の心意気、モチベーションに依存しています。即ち、主体は各自治会・町内会の現場にあります。

自治連は現場で困っていること、悩んでいることを課題化し、現場がやり易くなる環境を整えるという役目を担っています。その為に関係諸団体や行政担当部署の力をお借りし事業を推進していきます。

【主要実施項目】

1) 事業の整理・整頓

従来の実施事業、イベントを統合や廃止で8割に削減しました、これにより各自治会は地域地元の活動に集中する時間が生み出せていると考えています。

2) 広報の充実

- ①会報、だより、自治連活動がイベントが適時・適正に発行されています。特に自治会役員さんに毎月配付している自治連だより(毎月の自治連の動きのお知らせ)は定着しています。
- ②ホームページの情報発信活動は一昨年にひどく滞留しましたが、今年は(ホームページワーキング)を母体として進展がありました。しかし、将来のホームページ構想やトピックス更新人材については課題を残しています。

3) 防災意識の高揚

- ①(学校避難所運営委員会)は各委員会で訓練内容に格差が生じているので、今後は活動内容のマニュアル化を推進して均質化を進めたいと考えます。
また、風水害時の情報伝達や近隣避難スペース確保などが喫緊の課題であり、今年の台風シーズン前には目途付けが必要です。
- ②(まちかど防災訓練)は各自治会ベースで、その実施率が概ね100%となって皆さんの防災意識高に寄与しています。そして、これからは訓練の質向上が課題です。

4) 加入促進

色々な努力も空しく加入率は低下をしており大変残念な状況にありますが、そんな中でも明るい情報もあります。一昨年からアプローチしていた大型マンション棟の加入、互近助カード協力店が100店舗を超え、カードを利用しようとする会員意識も上がっています。

今後も粘り強く対応を継続していく事で成果は現れてくると思います。



会長 中島岩雄

■東京都の地域の問題解決“プロボノプロジェクト”に参加して

東京都地域の底力発展事業の個別支援プログラムに登録、6月～12月にかけて活動支援を受けました。（概要は“自治連会報令和2年1.1”を参照ください）
今回、報告書を冊子にして別途配布(各自治会5部)しました。
6月の“自治会長研修会”で詳細について説明します。

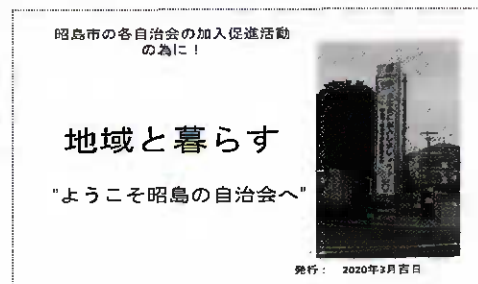
この申請に当たっては、なぜ自治会員数が伸びない？かと自治連として加入促進活動を見直してみました。
過去資料から見ると色々下記のような手を打っているのですが
(協力店、各種研修会、講習会…他 各種行事参加)

その中で“若い世代とのコミュニケーション不足は？”と指摘を受けて、“7名の子育てママ”チームと、“若い世代の加入”をテーマとし活動しました。自治会の行事は参加すれば楽しい、しかし、初めての参加には敷居が高い・・・等課題も見えて来ました。

一方、子育てママメンバーには“都内とは違い自然が豊富、のんびりさが残る運動会、等々・・・子育てには良い、うらやましい町！”と言われて改めて当地域の良さに気付かされたのでした。

活動を通して、乳飲み子を抱えた若いママさんパワーとスキルに圧倒されました。そして、大変でしたが、楽しい半年間でした。今後、成果報告を参考に加入促進活動を自治会の皆様と一緒に進めていきたいと思えます。

また、これは自治会・町会の問題解決を目的の支援プロジェクトですので、自治会が個別に申請出来ます。自治会関係の困りごと等をテーマに利用したら如何でしょう、経費は無料です。



■昭島市避難行動要支援者支援制度について

令和2年2月昭島市保健福祉部福祉総務課が自治会に対して避難支援等関係者*への参加意向調査を実施しました。その結果、3月17日現在18自治会が参加を表明しています。

*避難支援等関係者とは、災害時に地域において安否確認や避難支援に携わる関係者をいい昭島警察署、昭島消防署、昭島市消防団、民生・児童委員、昭島市社会福祉協議会、自治会などで、避難支援等関係者には昭島市が作成した避難行動要支援者名簿が事前に配付される。

(ご参考までに)

1. 対策実施の背景

東日本大震災等で高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な方が多数犠牲となった。このことから災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市区町村に義務付けられた。

2. 避難行動要支援者名簿

市区町村が作成し、一定の条件を付して災害時に地域において安否確認や避難支援に携わる関係者（避難支援等関係者という）に事前配付する。市内の名簿登録者数は約3,600名。

3. 避難行動要支援者の範囲

要介護度3から5までの介護認定者や等級が重い障がい者手帳の所持者など。

4. 市から名簿の提供

市から名簿を提供する際は避難支援等関係者と覚書を締結する。

5. 避難支援の具体的な内容

名簿掲載者への避難支援は避難支援等関係者の任意協力によるもので、発災時には次の①～④を想定している。

- ①自分自身及び家族の安全確保
- ②可能な範囲で名簿掲載者の安否確認
- ③必要に応じ避難場所への避難支援
- ④名簿掲載者に関する情報を市災害対策本部に提供

■12月14日 防災課主催自主防災組織リーダー講習会に参加

市役所市民ホールで開催された自主防災組織リーダー講習会に、日ごろ防災活動に積極的に取り組んでいる多くの会員が参加しました。

▶第一部 東日本大震災災害伝承語り部 吉田亮一氏の講演「地域防災活動とは 東日本大震災、あの日あの時」

講演の要旨

- ・防災の基本は最大の危機感をもって想定以上の備えをすること。
- ・吉田氏は平成18年町内会の総括防災部長となり、自助・共助を重要視した防災マップ作成/防災マニュアル作成/防災用品備蓄/防災勉強会/自主防災組織の設立/昼と夜の防災訓練などを実施。これが平成23年に発生した大震災の時に役立った。
- ・地域防災の地域とは地域内の自治会、学校、消防、警察、商店会、医療機関、高齢者施設、企業などであり、これらが連携した地域防災防災訓練の実施が重要。
- ・大震災時は普段の訓練が生かされ、中高生が避難所の開設/受付/炊き出し/生活用水運搬/救援物資の荷受管理/清掃/掲示板など多方面で活躍。
- ・避難所の避難スペースの配置は、横になっている人を跨いで出入りしないような配慮が必要。
- ・避難所運営は地震時と水害時は分けて考えたほうがよい。

▶第二部 災害対応グループワーク（クロスロードゲーム）

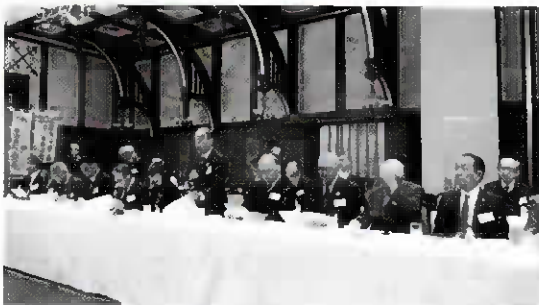
- ・次のような問題が出され、参加者で話し合いました、自分自身でも考えてみて下さい。

出題 1.あなたは多摩川浸水想定区域に4人家族で住んでいる。激しい雨が降り続く中、深夜12時に避難勧告が発令された。あなたはすぐ避難しますか？あるいは様子を見ますか？

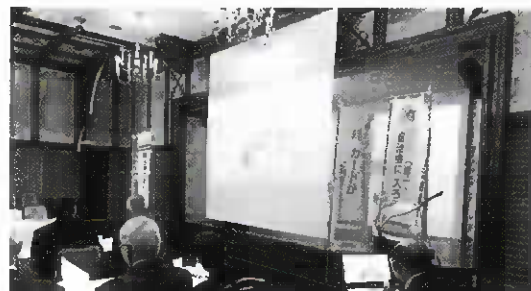
出題 2.あなたは0歳児を持つ親で、自宅は地震により家具等が転倒・散乱している状態のため避難所に避難。地震から7日後避難所はインフルエンザが大流行。あなたは自宅に戻りますか？それとも避難所に留まりますか？

■2月17日 立川市・昭島市自治会連合会連絡協議会開催

立川市は萬田和正会長他26名と事務局が産業文化センター3部矢ノ口美穂部長他3名、昭島市は中島岩雄会長他21名と事務局が市民部生活コミュニティ課関野実課長他2名が参加し、萬田会長、中島会長の挨拶、自治連三役及び市側出席者紹介後、協議に移りました。(次頁)



萬田会長他立川市の出席者



宮崎副会長の発表

はじめに立川市自治会連合会からは、「立川市自治会等を応援する条例施行後の具体的な取り組みについて」萬田和正会長と協働推進課大須賀一夫課長より発表がありました。

引き続き昭島市自治会連合会からは、「プロボノプロジェクトを活用した取り組みについて」(1月1日号の自治連会報でお知らせしています。)宮崎正雄副会長より説明。「令和元年台風19号に関する昭島市役所・自治会の災害対応とその教訓並びに課題について」常任委員(地域防災委員会)野口馨副委員長より発表しました。

「立川市自治会等を応援する条例」は平成31年3月25日施行され、第1条目的には「この条例は、地域における自治会等の重要性に鑑み、かつ、第3条に規定する基本理念に基づいて市民、自治会等、事業者、住宅関連事業者及び市が、互いに連携し、協働して市民の自治会への加入及び自治会等の活動への参加を促進することにより、地域コミュニティの活性化を推進し、もって住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。」と書かれています。

そして条例施行後の具体的な市の支援策として、①自治会児童参加地域事業補助金 ②自治会コミュニティ用品補助金が創設されました。

■令和2年度東京都地域の底力発展事業助成金を活用しましょう

自治会が行う事業に対して東京都が助成を行う制度で、募集期間は下記のとおりとなっています。申請する際は事前に申請書類の案を作成し、受付期間中に提出したうえで事前相談を行ってください。事前相談にはわざわざ出向かなくてもメールでできます。また書き方なども丁寧に指導してもらえます。

(各自治会に、ガイドライン、事例集が配布済みです。参考にしてください。)

募集回	受付期間	交付決定時期	事業実施時期
第1回	終了		
第2回	4月1日(水)～5月15日(金)	7月上旬	7月10日以降実施事業
第3回	6月1日(月)～8月14日(金)	10月上旬	10月10日以降実施事業
第4回	9月1日(火)～10月23日(金)	12月上旬	12月10日以降実施事業


■住宅用火災警報器は正常に動作していますか？

住宅用火災警報器は火災の早期発見に極めて有効で、令和元年度に昭島消防署が18自治会2,379世帯を対象に実施した防火防災診断の結果によると、設置率は89.8%でした。

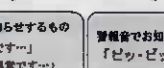
平成22年4月に住宅用火災警報器の設置が義務化されてから間もなく10年を迎え、電池切れや故障により作動しなかった事案が発生しています。

もう一度住宅用火災警報器の点検を実施し、作動しない場合は電池あるいは警報器の交換をしてください。

電池切れのサイン (警報音は1週間ほど継続)




音でお知らせするもの
「電池切れです…」
「警報音が異常です…」




警報音でお知らせするもの
「ピッ・ピッ・ピッ…」

住宅用火災警報器設置義務化からまもなく10年です。ご自宅の警報器の作動状況を確認しましょう。

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。



正常「正常です」という
音が発せられます。
火災警報音が鳴ります。



音が鳴らない
「電池切れ」「本体の故障」

【問合せ先】 昭島消防署防火安全課 042-546-0119
昭島消防署昭和出張所 042-543-0118
昭島消防署大杉出張所 042-546-0119